

令和3年度 部長マニフェスト 会計管理者

部の概要			
所属課と人員 (R3.4.1現在)	会計課	9人	

**部の運営方針**

会計管理者は、地方公共団体の予算執行に関する命令機関と出納機関とを分離することで公正な会計事務を行うため地方自治法により設置されています。この会計管理者の事務を補助する組織が会計課です。会計管理者の主要な業務である「現金の出納及び保管」「支出負担行為に関する確認及び支出命令の審査」等、会計課職員とともに日々の業務を停滞させることなく迅速かつ的確に遂行します。

また、公金の管理にあたっては、安全で確実な管理を最重要視し、支払準備金に支障をきたさない範囲で有利な方法により保管・運用に努めます。

令和3年度の重点項目				
	項目	具体的内容	達成状況(年度末評価)	達成度
1	適正な審査業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出負担行為に基づいた支出命令の内容が、法令等を遵守し正確になされているか審査を迅速に行い、期限内に確実に債権者へ支払います。</li> <li>また、支出負担行為から支出命令までの流れに関する制度について、全職員が情報共有できるよう周知・説明を行ってまいります。</li> </ul>		
2	マニュアル等の整備と事務処理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝票審査や決算審査時に多く見受けられる誤りや留意事項等について手引き・要領等を作成し庁内に配信する。</li> <li>市民・事業者等への支払事務が円滑に進むように、経理事務担当者を中心に研修等を実施します。</li> </ul> 目標 説明会参加者40名。 手引き・要領等発行 5回以上		
3	公金の安全かつ効率的な運用管理	公金の保管・運用については、安全性の確保を最優先とした上で行います。年々金利が低くなっていく中でも、適正な資金計画を行い、金融機関と交渉を行い適切な金額、期間を設定し、少しでも多くの利子収入を得られるよう努めます。 公金管理に係る事務処理方針の見直しを検討します。		
4				
5				

[達成度] A...100% B...80%以上100%未満 C...50%以上80%未満 D25%以上50%未満 E 25%未満